

特別障害給付金制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展課程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

下記の制度内容をご覧ください、該当される方は、申請の手続きをして下さい。

1. 支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で

(1) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をされていた方の配偶者

(2) 平成3年3月以前の学生

であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象となりません。

2. ご注意いただきたいこと

請求書の受付は、平成17年4月1日から住所地の**市役所・町村役場**で受付を開始しています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、**できる限り早めに請求書を提出してください。**

このため、**必要な書類等がすべて揃わない場合であっても、請求書の受付を行っています。**まずはなるべく早く受付を行ってください。（不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることとなります。）

3. 支給額（平成17年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額5万円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額4万円

障害者手帳の等級と異なります。

- ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）
- 経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の支給は停止となります。

問い合わせ先は、各市町村保険年金主管課です。